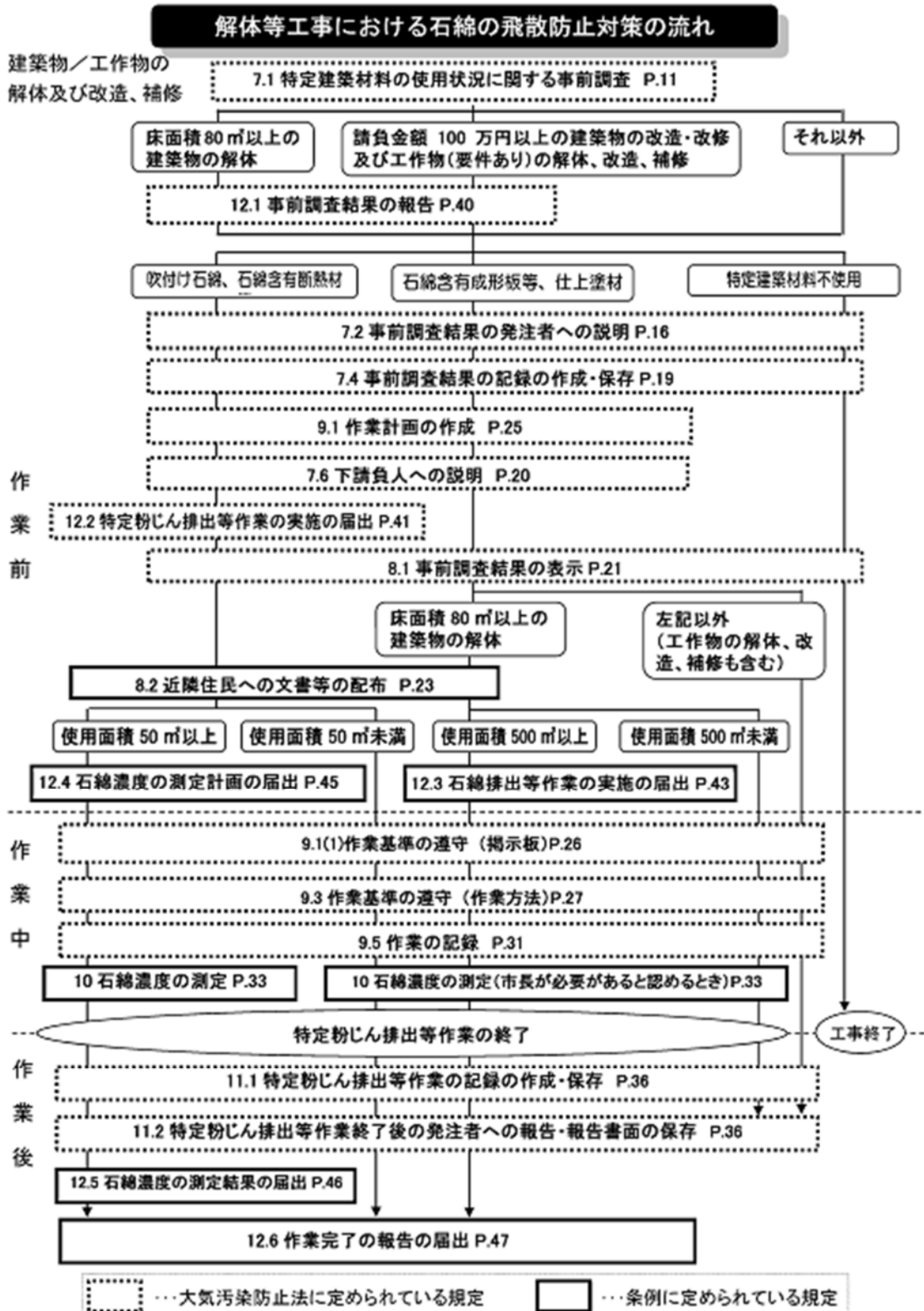


6 解体等工事における石綿の飛散防止に関する手続きの概要

6. 1 大気汚染防止法及び条例に関する手続きの流れ

解体等工事を実施する場合、大気汚染防止法及び条例の規定に基づき、次の流れでそれぞれの手続きが必要です。

(2022年)令和4年4月～



6. 2 法令の規定と必要な届出書の早見表

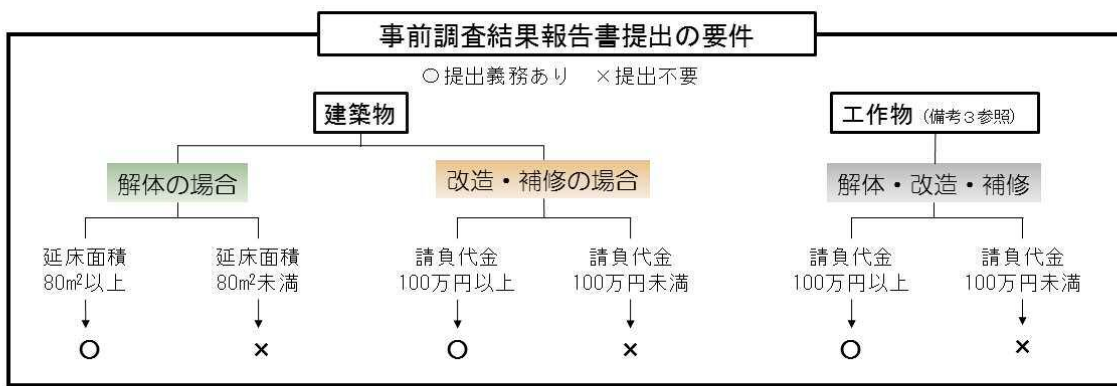
解体等工事を実施する際に関係する法令の規定と必要な届出書について、実施する解体等作業の内容が、フローチャートのA～F、H～Kのどこに該当するかを調べ、下の表と照らし合わせることで、必要な手続きや作業内容、届出書を確認ください。

(2022年)令和4年4月～

(1) 事前調査結果報告書の提出が必要な解体等工事

事前調査結果報告書の提出義務は、石綿含有建材の使用有無に関わらず以下の条件によって規定されています。実施する解体等工事の内容が、フローチャートのどこに該当するかを調べ、○の場合は事前調査結果報告書を提出してください。

なお、事前調査結果報告書の他、特定粉じん排出等実施届出書などその他の届出が必要な場合があります。また、事前調査結果の記録・保存等の義務、作業基準等も定められています。2のフローチャートをご確認の上、適切に届出等を行ってください。

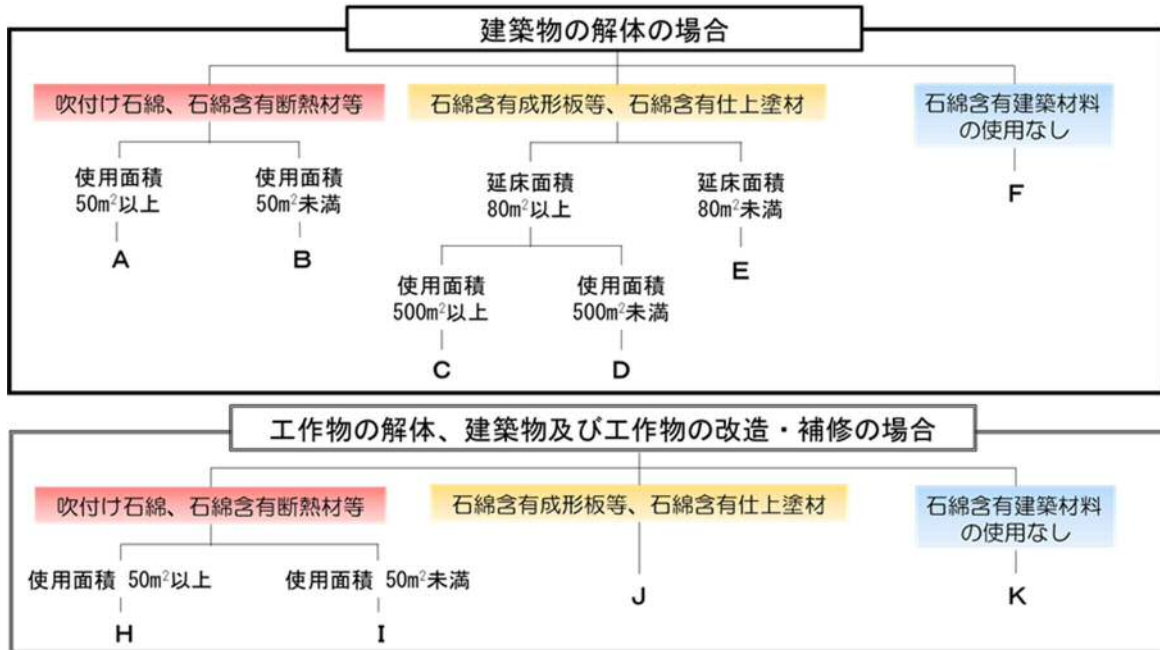


備考

- 解体、改造又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合には、これを一の契約で請け負ったものとみなします。
- 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。
- 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降機の囲い（建築物であるものを除く。）です。（令和2年10月7日環境省告示第77号）

(2) (1)以外の届出が必要な解体等工事と作業基準等

実施する解体等工事の内容が、フローチャートのA～Kのどこに該当するかを調べ、下の表と照らし合わせ、必要な手続きや作業内容、届出書を確認してください。(なお、Gは欠番です。)



		根拠	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K
石綿含有建材の事前調査実施		大 -	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発注者への説明		大 -	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の記録・保存		大 -	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
届出	特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	大 -	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-
	事前調査結果報告書の提出	大 -	(1)を参照									
	石綿排出等作業実施届出書の提出	- 条	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	石綿濃度測定計画・報告書の提出	- 条	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	作業完了報告書の提出	- 条	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-
作業計画の作成		大 -	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
広告物の配布等（住民周知）		- 条	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
（元請業者から）下請業者への説明		大 -	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
特定工事中	事前調査結果の掲示（掲示板）	大 -	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事前調査結果の写しの備え置き	大 -	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業実施基準の掲示（掲示板）	大 -	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	作業基準の遵守（作業方法）	大 -	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	作業の記録	大 -	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	石綿濃度の測定	- 条	○	※	※	※	※	-	○	※	※	-
特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存		大 -	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存		大 -	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-

大・・・大気汚染防止法 条・・・川崎市条例 ※は市長が必要と認める場合に、測定等を要請することがあります。

6. 3 手続きを行う工事の単位

このガイドラインにおける石綿の飛散防止に関する手続きは、次に示す単位を一つの工事として、工事ごとに実施していただきます。床面積や特定建築材料の使用面積を算出する際もこの単位で行います。

- 建築物の場合：ひとつの建築物をひとつの単位とします。同一敷地内や同一契約で複数の建築物の解体を行う場合であっても、建築物毎に手続きが必要となります。また、建築物内に設置された工作物の場合も建築物を単位として、手続きが必要です。

- 工作物の場合：原則としてひとつの工作物をひとつの単位とします。なお、複数の工作物を一括して工事する場合は、作業を行うために立入禁止措置等を行った区画（例えば、石綿障害予防規則の「関係者以外立入禁止（第15条）」を行った区画）をひとつの“工区”として、この工区を単位とします。この場合、工区内の特定建築材料の使用面積を合算し、石綿濃度測定義務に該当するか否かを判断します。